

平成 29 年度

事 業 計 画

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(法人番号 1010405009403)

目次

平成 29 年度事業計画の方針について	1
1 プライバシーマーク制度の運用	2
(1) 審査プロセスの見直しによる審査期間の短縮	2
(2) 審査機関等との連携による制度運営の改善	2
(3) 付与事業者の満足度の向上及び申請事業者の増加促進	2
(4) プライバシーマーク制度の認知度向上	3
(5) プライバシーマーク審査員の安定確保	3
2 情報マネジメントシステム適合性評価制度における認定業務の実施	3
(1) ISMS 適合性評価制度における認定の実施	4
(2) ITSMS 適合性評価制度における認定の実施	4
(3) BCMS 適合性評価制度における認定の実施	4
(4) 制御システム SMS 適合性評価制度における認定の実施	4
3 インターネット上のサービスや法人の信頼性(トラスト)向上の推進	5
(1) インターネットトラストの推進	5
(2) 法人等情報活用基盤の整備	6
(3) 標準企業コード等登録管理サービスの実施	6
4 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等	6
(1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施	6
(2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発(国庫委託事業)	7
5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究	7
(1) 情報政策支援に係る調査研究	7
(2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究	9
6 産学官連携による電子情報利活用の推進	9
(1) アドバイザリ会議	9
(2) 次世代電子情報利活用フォーラム	10
(3) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム	10
(4) アイデンティティ(ID)連携トラストフレームワーク・コンソーシアム	10
(5) g コンテンツ流通推進協議会	10
7 国際連携活動	10
(1) 国際機関との連携、協力	11
8 個人情報保護法の改正等に伴う事業者支援の推進	11
9 協会パブリックリレーションの構築と運営	12
(1) 協会 50 周年事業の実施	12

- (2) 会員企業等への情報提供(JIPDEC セミナー等開催) 12
- (3) 事業成果等の情報発信(JIPDEC IT-Report 発行、JIPDEC インフォメーション、ホームページ等) 12
- (4) 情報管理に関する啓発活動(セミナー開催、資料提供等) 12

平成 29 年度事業計画の方針について

平成 29 年度、当協会は創立 50 周年を迎える。この半世紀、我が国経済社会の急速な情報化が進展する中で、当協会はそれを先導する役割の重要な一端を担ってきたが、これまでの来し方を振り返り、この先の行く末を見つめつつ、今後とも情報化の大きな時代の流れの中で社会から希求される役割を果たしていくこととする。

平成 29 年度は、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行される、「改正個人情報保護法」（以下、「改正法」という。）により、個人情報保護の強化とその規律の下で個人情報の本格的利活用が始まる転機の年であり、同時に IT の世界では第四次産業革命等大きな経済社会変革につながる IoT・ビッグデータ・AI 等の飛躍的進展が期待される年である。当協会はこのような時代の変化が求める基盤整備、制度整備に資するべく、以下の諸事業を推進していく。

個人情報保護を巡る分野では、プライバシーマーク制度について、プライバシーマーク指定審査機関との連携の下、顧客ニーズ対応や業務の効率化、信頼性向上を図るため、審査方法、審査期間、審査体制等制度運用を抜本的に見直し、年度当初から実施していく。また、改正法の施行を契機に、関連政省令、ガイドライン、規格改定等を同制度に反映させるとともに、これまで個人情報保護に関心の薄かった中小事業者を含め、より多くの事業者へのプライバシーマークの認知度向上、普及を図るため、経済団体、消費者団体、自治体等と連携しながら各種セミナー等の啓発活動やホームページの充実・メディア広告等の広報活動を強化する。

さらに、認定個人情報保護団体として、改正法をふまえ個人情報の適正な取り扱いや匿名加工情報に関するルール（個人情報保護指針）を作成し、個人情報の保護と利活用の両立を目指す事業者を支援するほか、国境をまたぐ個人情報保護のルールである APEC 越境プライバシールールの認証事業を引き続き実施する。

一方、IoT・AI やビッグデータの活用が進むインターネットの世界では、高度化・複雑化するサイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっているが、Web サイトや電子メールにおけるなりすましは、標的型攻撃や不正アクセスの手口として猛威を奮っており、インターネット上の情報の信頼性の確保が求められている。このため、電子契約やなりすましメール対策に活用される「JCAN 証明書」、「安心マーク」等の普及に取り組むとともに、インターネット上の法人情報活用基盤としての「サイバー法人台帳 ROBINS」の一層の活用を図る。また、これらの仕組みを最大限活用し、信頼できるクラウドサービス（トラステッドサービス）に関する評価及び情報提供の枠組みの構築をはかる。

また、情報セキュリティについて、国際規格に基づくマネジメントシステムの適合性評価制度における認定業務を実施するとともに、グローバルな事業展開の増加に対応して、その国際相互承認協定（MLA）への早期加盟に取り組む。

時代の先端を行く電子情報利活用の重要課題に対しては、IoT・AI について、平成 27 年度から実施している「IoT 推進ラボ」の運営を通じた具体的プロジェクトの発掘・選定や規制改革・制度形成等の環境整備を引き続き推進するほか、ブロックチェーン国際標準化活動への参加等、各種調査研究を推進する。

1 プライバシーマーク制度の運用

平成10年4月から運用を開始したプライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）」（以下、「JIS Q 15001」という。）を審査基準とし、平成29年2月末現在、プライバシーマーク付与事業者（以下、「付与事業者」という。）の有効事業者数は15,227社に達している。

有効事業者数の増加に伴い、プライバシーマーク制度はわが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たすものとして社会的な認知も高まり、個人情報の保護に関する消費者の意識向上に資する一方、事業者にとっては取引先等からの信用獲得にも有効な制度と認識されている。

その一方で、制度開始から19年を数え、個人情報保護法の改正等の環境面の変化に柔軟に対応できる体制への抜本的な強化は急務であるため、以下に述べる施策を通じて、プライバシーマーク制度の改善と適正な運営を行う。

(1) 審査プロセスの見直しによる審査期間の短縮

プライバシーマーク付与のための審査について、受審事業者の視点に立った見直しを実施する。申請受理から実際の審査、付与適格決定にいたるまでのプロセスの合理化と審査日程の迅速化を図り、その傍ら審査のモデルスケジュールを公表し審査計画を事業者と共有化する。また、問い合わせ窓口を統一化して事業者の様々な要請に応える体制を整備することにより、事業者の継続的な個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の運用を支援する。

(2) 審査機関等との連携による制度運営の改善

プライバシーマーク指定審査機関（以下、「審査機関」という。）18機関及びプライバシーマーク指定研修機関（以下、「研修機関」という。）3機関と連絡会の開催等を通じ相互に協力しながら、事務局業務、苦情相談・事故対応、審査及び研修の各々に関する体制の整備・充実等といった、全工程に係る業務の合理化とその結果としての迅速化、各受審事業者等からの信頼性の向上を目標に、引き続き制度運営の改善に取り組む。また、改正法の全面施行に続くJIS Q 15001の改正に対し、プライバシーマーク制度における審査基準への反映と新基準での審査の開始時期等について検討を実施するとともに、当協会が公表する「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」の改訂について適切な情報発信を行う。

これらの活動は、審査機関や研修機関とも連携の上実施し、制度全体で平準化された形で安定した運営がなされるよう注力する。

(3) 付与事業者の満足度の向上及び申請事業者の増加促進

プライバシーマーク付与事業者に対しては、受審事業者の視点に立った審査プロセス等の見直しを行う一方で、付与事業者向け「JIPDEC プライバシーマークフォーラム」、「JIPDEC 個人情報保護研修会」等のセミナーの開催やホームページやメールマガジンを通じ、広報面の充実を図ることで、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）運用等に資する情報の発信と提供の強化を図り、付与事業者の満足度向上に努める。その一方で、問い合わせや相談のための窓口を拡充する他に、審査現場で改正法への対応方法も含めた助言対応を受審事業者ニーズに合わせて行う等、多角的に情報発信活動を展開する。

また、改正法の全面施行に向けて、社会全体に個人情報保護への関心が一層高まっていることを受け、各種対策の事例や具体的な管理策等の積極的な情報発信も重視する。特に、新規の事業者については、改正法における個人データ保有件数についての適用除外要件の撤廃を受け、プライバシーマーク取得による課題解決へのニーズの高まりが期待されるため、普及面での最重点テーマと位置付けて事業者向けコンテンツを充実させる。

これらの活動を通じ、付与事業者の満足度と更新率の向上を促進し、新規事業者の申請促進を図ることでプライバシーマーク制度の一層の定着、普及拡大に努める。

この他、改正法の全面施行を機に業界団体単位で個人情報保護への取り組みを強化する動きもあることから、従来の審査機関の枠組みを再検討し、新たな業界分野等で審査機関を開拓することも念頭に、制度の拡充を図っていく。

(4) プライバシーマーク制度の認知度向上

平成 30 年度には制度の運営開始 20 年目を迎えるが、平成 29 年度はそれに先立ちプライバシーマーク制度ホームページの全面リニューアルに取り組み、デザインの一新とコンテンツの充実を図る。プライバシーマーク申請予定事業者に対する PMS 構築から運用に係るセミナーと PMS 構築相談室による個別相談対応の両輪で事業者の新規申請促進に向けた活動を拡充し、プライバシーマーク制度の正しい理解と PMS 構築運用支援に取り組む。また、経済団体、消費者団体等関係機関や地方自治体等が主催するセミナー等への講師派遣、審査機関等とタイアップしたセミナー企画等を行う。

普及活動実施にあたっては、審査機関等とセミナー企画等のみならず、地方自治体や地域の商工会議所等の関連団体へのアプローチ等で連携を強化する。また、今後の普及対象として、民間企業だけでなく、医療提供施設や学校さらに地方自治体等の公的部門も視野に入れた活動を展開する。その一方で、一般消費者の制度への認知度向上についても、インターネット広告等各種メディアを通じてプライバシーマークの存在をアピールする広報を積極的に実施する。

(5) プライバシーマーク審査員の安定確保

プライバシーマーク審査員（以下、「審査員」という。）の質的向上と審査レベルの均質化を目的とするプライバシーマーク審査員登録制度への審査員の登録者総数は、平成 29 年 2 月末現在、主任審査員 302 名、審査員 272 名、審査員補 670 名で、合計 1,244 名となっている。相応の登録者数は有するものの、プライバシーマーク制度の将来を考慮して継続的な増加策を図るべく、審査員登録規程の規制緩和や審査員募集の広報強化を実行する他、審査員の安定確保を目的に、審査機関と協働した審査員募集に関する説明会を開催する等、積極的に新規の審査員獲得に向けた施策を実施する。

2 情報マネジメントシステム適合性評価制度における認定業務の実施

ISMS、ITSMS、BCMS 及び制御システム SMS のマネジメントシステム適合性評価制度における認定機関として、国際規格に基づいた認定業務を着実に実施するとともに、急速に普及するクラウドサービスの信頼性確保を目的として、ISMS クラウドセキュリティ認証の認定を推進する。

また、国際的な認定機関のフォーラムである PAC/IAF（太平洋認定協力機構/国際認定フォーラム）の国際相互承認協定（MLA）への加盟を実現するため、認定機関の名称を情報マネジメントシステム認定センター（ISMS Accreditation Center、略称 ISMS-AC）に変更するとともに、他部署との利害抵触及び公平性に関するリスクを分析し、適切に対応する。また、PAC の CMC（広報委員会）議長としての国際貢献にも取り組む。

さらに、4つのマネジメントシステムの認証組織数の増加につながる普及広報活動に取り組むとともに、ASEAN 諸国の企業及び政府関係者に対する ISMS 等の研修を実施する。

(1) ISMS 適合性評価制度における認定の実施

企業等における情報セキュリティを継続的に維持、向上させることを目的として、国際規格（ISO/IEC 27001 及び ISO/IEC 27006）に基づく ISMS（Information Security Management System）の認証機関を認定する。平成 29 年 2 月末現在、ISMS 認証機関数は 26、ISMS 要員認証機関数は 1、ISMS 認証取得組織数は 5,106 である。また、平成 28 年度に運用を開始したクラウドサービスのセキュリティに関する国際規格(ISO/IEC 27017:2015)に基づいた ISMS クラウドセキュリティ認証については、認証機関数は 2、認証取得組織数は 8 である。

平成 29 年度は、引き続き認定機関としての審査業務（更新、サーベイランス、特別）及び登録業務を実施するとともに、改訂版 ISO/IEC 27006 の発行に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

(2) ITSMS 適合性評価制度における認定の実施

企業等における IT サービス運用管理の品質を継続的に維持、向上させることを目的として、国際規格(ISO/IEC 20000-1)及び JIPDEC 規格に基づく ITSMS（Information Technology Service Management System）の認証機関を認定する。平成 29 年 2 月末現在、ITSMS 認証機関数は 8、ITSMS 認証取得組織数は 209 である。

平成 29 年度は、引き続き認定機関としての審査業務（更新、サーベイランス、特別）及び登録業務を実施するとともに、ISO/IEC 20000-6 の発行に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

(3) BCMS 適合性評価制度における認定の実施

企業、組織における事業継続能力を継続的に維持、向上させることを目的として、国際規格(ISO 22301)及び JIPDEC 規格に基づく BCMS（Business Continuity Management System）の認証機関を認定する。平成 29 年 2 月末現在で、BCMS 認証機関数は 6、BCMS 認証取得組織数は 91 である。

平成 29 年度は、引き続き認定機関としての審査業務（更新、サーベイランス、特別）及び登録業務を実施するとともに、JIPDEC 規格の改訂に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

(4) 制御システム SMS 適合性評価制度における認定の実施

企業、組織における制御システムのセキュリティを継続的に維持、向上させることを目的として、国際規格 IEC 62443-2-1 及び JIPDEC 規格に基づく制御システム SMS（Security Management

System) (以下、CSMS という。)の認証機関を認定する。平成 29 年 2 月末現在で、CSMS 認証機関は 2、CSMS 認証取得組織数は 5 である。

平成 29 年度は、引き続き認定機関としての審査業務（更新、サーベイランス、特別）及び登録業務を実施するとともに、JIPDEC 規格の改訂に伴う認定基準の差分に対する移行措置を実施する。

さらに、重要インフラ事業者を対象とした制御システムのセキュリティ向上に向けた普及啓発活動を展開し、制御システム SMS 認証の普及を図る。

3 インターネット上のサービスや法人の信頼性（トラスト）向上の推進

企業間の取引における契約書等の電子化においては、電子署名等による本人確認及び情報の真正性の確保が必要である。また、標的型攻撃や不正アクセスの手口として問題となっているなりすましメール等の問題を解決するためには、送信者側がなりすましを防止する対策を講じることが重要である。

他方、近年急速に普及している多種多様なクラウドサービスを中小企業等に普及するためには、その信頼性（トラスト）を、わかりやすく示す仕組みが求められている。

このため、電子契約やなりすましメール対策に活用される「JCAN 証明書」、送信ドメイン認証と送信者の実在性確認を組み合わせた「安心マーク」の普及に取り組むとともに、信頼できるクラウドサービス（トラステッド・サービス）に関する評価及び情報提供の枠組みの構築を図る。

また、法人情報のトラスト基盤である「サイバー法人台帳 ROBINS」の一層の活用及び EDI に利用する標準企業コード等の登録・管理に取り組む。

(1) インターネットトラストの推進

① JCAN 証明書の普及拡大

JCAN 証明書は、企業等に所属する社員等を対象として発行する電子証明書であり、平成 24 年 1 月の事業開始以来、主に、取引業務にかかわるスピードアップ、効率化とコストの大幅な削減が期待される電子契約サービスにおける電子署名用として普及している。

平成 29 年度は、引き続き電子契約サービスにおける JCAN 証明書の発行枚数の増大に注力するとともに、企業や官公庁等が発信するメールへの電子署名及び暗号化（S/MIME）用としての普及に取り組む。

② 安心マークの普及拡大

安心マークは、送信ドメイン認証（DKIM）とサイバー法人台帳 ROBINS による送信者の実在性確認を組み合わせた我が国独自のメールなりすまし対策である。平成 29 年 1 月に発足した「安心マーク推進フォーラム」におけるメールユーザー、メール送信代行者、メール受信サービスプロバイダー等との協力の下で、安心・安全なメール送受信環境を整備する。

③ 信頼できるクラウドサービス（トラステッド・サービス）の評価及び情報提供の枠組の構築

電子契約サービスを含むクラウドサービスの利用は、今後中小企業を含めて拡大していくと予想されるが、多くのユーザ企業（特に中小企業等）にとって、その信頼性に関する情報が十分に得ら

れる環境にはない。

このため、平成 28 年度に設置した「インターネットトラスト研究会」の検討結果を踏まえ、信頼できるクラウドサービス（トラステッド・サービス）の評価及び情報提供の枠組みを構築する。

平成 29 年度は、電子契約サービスに使用する JCAN 証明書を発行する認証局を評価し、JCAN トラステッド・サービス評価（仮称）として公表するとともに、クラウドを活用する電子契約サービス自体の信頼性に関する評価基準を策定する。

(2) 法人等情報活用基盤の整備

サイバー法人台帳 ROBINS は、企業の実在性やインターネットにおける必須の属性情報（ドメイン、メールアドレス等）の確認を容易に行うことができるデータベースであり、インターネット上の法人情報（個人事業者の情報を含む。）のトラスト基盤を目指している。平成 25 年 7 月の本格運用開始以降、社会保険労務士や行政書士等による第三者確認済みの法人情報を掲載するとともに、平成 27 年 12 月より、国税庁が公開する法人番号関連情報を定期的に取り込み、既存のデータを名寄せした上で公開するなど、その知名度向上や情報の充実に取り組んできた。

平成 29 年度は、全国社会保険労務士会連合会が進める「経営労務診断サービス」との連携を一層強化するとともに、経済産業省の法人インフォメーションと連携し、データの充実を図る。さらに、企業情報を取り扱う事業者と連携しつつ、API(Application Programming Interface)を介したデータ出力を活用する事業モデルの可能性を検討する。

(3) 標準企業コード等登録管理サービスの実施

当協会は、平成元年 4 月から、EDI（電子データ交換）に利用する標準企業コードの登録・管理を実施しており、平成 12 年度に ISO 等において、企業識別子の発番機関として登録された。

また、平成 2 年 11 月からは、OSI（開放型システム間相互接続）による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して利用されている OSI オブジェクト識別子の構成要素値を登録・管理を実施している。平成 29 年 2 月末現在、標準企業コードは 26,320 社、OSI オブジェクトは 128 社の企業に利用されている。

平成 29 年度は、関係する省庁、団体とともに、引き続きサービス品質の向上に努めつつ、これらの登録・管理を実施する。

4 電子署名・認証制度における指定調査機関業務の実施等

「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」という。）に基づく指定調査機関としての業務等を着実に実施する。

(1) 特定認証業務に係る指定調査機関業務の実施

当協会は電子署名法の主務大臣（法務省、総務省及び経済産業省）から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。国が認定する特定認証業務 12 業務（平成 29 年 2 月末日現在）について、引き続き電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を実施し、その結果を主務大臣に通知する。

(2) 電子署名・認証に関する調査研究及び普及啓発（国庫委託事業）

指定調査機関として蓄積された専門的知見等を基に、特定認証業務を行う者、及びその利用者等からの問い合わせ、相談等による情報の提供、助言、その他の援助を行うほか、電子署名や認証業務に関する正しい理解を深めるため、Web等による情報の提供を行う。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題等、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 28 年 5 月 20 日改訂）をはじめ、電子情報の利活用に関する施策が活発に推進されている。政府は、マイナンバー制度の利用促進、オンライン完結した社会の実現、PDS（Personal Data Store）の具体化、IoT・AI・ビッグデータ等第四次産業革命に向けたイノベーション創出等を推進している。その推進にあたってはパーソナルデータの保護と利用の両立を図る制度検討を始めとし、データ利用を促進する基盤整備が不可欠である。当協会では、それらの検討に積極的に関与し、産業界の意見を集約しつつ、具体化を支援するとともに、関連する国際標準化等を推進する。

(1) 情報政策支援に係る調査研究

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）等関係府省が掲げる情報政策のうち、主にパーソナルデータの保護と利活用の両立等に代表されるデータ利活用に関する事業を中心に政府の政策実施を支援しつつ、必要となる基盤整備、制度整備等を推進する。具体的には、以下の事業を実施する。

① ID（identity）連携トラストフレームワークの調査研究（国庫委託事業）

ID 連携トラストフレームワークは、本人確認をした属性情報等をオンライン完結した環境の中で実現するものであり、対面書類の撤廃等社会的効果の大きな仕組みを作る上での基盤である。特に、マイナンバー制度に基づく公的個人認証サービスが民間開放されたことによって、本人確認の確からしさの向上が実現しており、公的証明書のコンビニ交付ばかりではなく、シェアリングエコノミーサービスや PDS における適用を検討する事業者も顕在化している。一方で、オンラインで完結する際の企業や個人の信頼性、ID 連携トラストフレームワークに参画する事業者等の要求事項等についての整理の必要性、公的個人認証をベースとしつつ、認証のレベルを調整する仕組み（利用者がペルソナを調整できる仕組み等）の具体化、認証等制度設計のニーズも高まっている。以上の観点から、当協会では、ID 連携トラストフレームワークの調査研究を推進し、オンライン完結されたサービスの実現とその活用の拡大に寄与する活動を行う。

平成 28 年度は、ID 連携トラストフレームワークにおいて、官民での ID 連携によるアプリケーションやサービスについての真正性（利用者本人、事業者の実在等）を担保する機能であるリポジトリについて、また必要とされる要件や構成について検討し実現方法を整理した。

平成 29 年度は、リポジトリの具体的実装、公的書類（福祉チケット等）の電子化を目指したプ

プロジェクトを推進するとともに、ID 連携トラストフレームワーク基準の規格化について検討し、具体化を推進する。

② データ利活用のための社会基盤整備に関する調査研究（国庫委託事業）

平成 28 年度、国土交通省より地理空間情報活用推進基本計画に係る調査研究を受託し、同基本計画の次期計画策定を推進した。策定した新たな地理空間情報活用推進基本計画は、平成 28 年度中に閣議決定される見通しである。地理空間情報（G 空間情報）は、位置情報・時間情報からなり、様々なデータを識別する上で大切な属性情報である。また、移動履歴や購買履歴、ヘルスケアに係る体調のデータ等の利用を考える事業者も顕在化し、今後ますます、パーソナルデータ、オープンデータ、ビッグデータ等のデータ利用が進展することが考えられる。

そこで、平成 29 年度も引き続き、それらの国内外の動向を調査・把握し、政策提案やその具体化支援を行う。また、シェアリング・エコノミーや国土強靱化等、様々な社会課題解決の手法として期待されている施策について、技術・市場・制度それぞれの観点から調査研究を推進する。

③ IoT・ビッグデータ・AIに関連する調査研究（民間委託事業）

IoT（Internet of things）、ビッグデータ、AI（人工知能）は、先進国を中心とした産業空洞化等の課題の解決のみならず、第四次産業革命に位置づけられる新たなサービスや産業の創出に向けて不可欠な要素となっている。社会課題解決や産業創出に向け具体化を進めるためには、様々な業種・業界を横断的に束ね企業間・業界間連携を容易にすることや、自治体等行政機関との連携を促進することが必要である。その観点から、当協会では、平成 28 年度に IoT 推進ラボの運営、データ流通促進 WG 等の運営を行うとともに、前者では積極的な業界・業種横断するための機会創出（平成 28 年度中、合計 976 件の機会創出を実現し、具体的な実装を目指したプロジェクトを発掘・支援につなげた。）、後者では、データ利用のために課題になっている点の抽出・整理と、解決のための関係府省への提案等を推進し、「データ流通に関する事例集」、「カメラ画像利活用ガイドブック」、「英語版 IoT セキュリティガイドライン」等として公開した。

平成 29 年度についても、引き続き、上記の活動を推進する。また、推進にあたっては、成長性・先導性・波及性・社会性の観点から、IoT 等の具体的実装を目指したプロジェクトを発掘・選定・企業連携等の面から支援することや、社会基盤として具体化するために必要となる規制改革・制度形成等の環境整備の推進に留意するとともに、データ流通促進 WG 等を運営して流通するデータの知財に関する取り扱い、海外展開を想定した IoT セキュリティ等について、解決のための取り組みを行う。

④ ISO/TC307における国際標準化提案（民間委託事業）

当協会は、平成 28 年度に設立された ISO/TC307（ブロックチェーンと電子分散台帳技術）の国内審議団体として、ISO/TC307 国内審議委員会を組織し、その事務局を務めている。ブロックチェーン及び電子分散台帳技術は、Fintech のみならず、次世代の電子情報利活用社会において大きな注目を集めている技術である。また、データの信頼性担保における適用等多様な分野で利用される可能性があり、今後大きな成長が見込まれる技術分野である。平成 29 年度は、事業者の考えているユースケースの具体化・国際展開に向けて必要となる標準化を推進する。

(2) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究

インターネットが前提となった社会活動を中心とする情報経済社会は益々発展することが予想される。また、その発展過程では技術の進歩に伴う新しく取得される情報の利用や、ビッグデータ等の利用における解析技術等の進歩、AI等に見られる知性（Intelligence）構成のためのデータ利用等が起き、それとともに、パーソナルデータの保護と利用の両立の課題、データにおける所有権・財産権等の権利の検討、知的財産の有り方の整理等電子情報の利活用に向けた新たな課題の顕在化とその解決が必要である。以上のような観点から、当協会では、引き続き、国内外・産官学の動向等において積極的に情報収集・分析・共有をするとともに、産官学のハブとなって社会的な合意形成や、社会基盤の整備に資する活動を推進する。平成 29 年度は、具体的に以下のテーマについて、特に注力し、調査研究を実施する。

① データ利用に係る制度や標準化に関する調査研究

当協会では継続的にデータ利用に係る制度や標準化等における海外での検討状況等を整理し、今後、検討が必要な事項等を産業界の意見を集約しつつ、関係府省等に対して提案・助言等を行っている。平成 29 年度もこの活動は継続し、積極的に推進する。具体的には、以下を推進する。

- ・ ISO/IEC JTC1（国際標準化を行う ISO と IEC の合同委員会）SC27/WG5（プライバシー領域の専門作業部会）におけるアイデンティティ管理とプライバシー技術の標準化
- ・ ISO/TC211 における PI（Place Identifier）や ISO19155-2 及び測位情報の信頼性評価に係る ISO19116 の標準化
- ・ ISO/TC307 国内審議団体として、ブロックチェーン及び電子分散台帳技術の標準化を審議する国内審議委員会の組織・運営を実施

6 産学官連携による電子情報利活用の推進

改正法の全面施行に向けた匿名加工情報の取り扱いルールの検討や、新たな電子情報の利活用について産業界と議論する場として、事業プログラム制度に基づき、コンソーシアムを設置する。事業プログラム制度は、電子情報の利活用やその安全・安心の確保のための社会的基盤を構築するために、産業界の具体的なニーズ、知見や各種リソースを集約して行う調査、研究、実証等を行うものであり、広く産業界や関係する団体等に事業を提案し、その積極的な参画を得て行う連携協力型の事業である。

(1) アドバイザリ会議

産学官の様々な分野の有識者による意見交換の場として「アドバイザリ会議」を引き続き設置し、当協会が実施している各種事業や今後取り組むべき課題について議論を行う。

(2) 次世代電子情報利活用フォーラム

当協会事業プログラム制度に参加する企業や賛助会員等、多様な業種にわたる企業の参加を得て、新たな電子情報の利活用に関する検討を行っている。具体的には、以下(3)から(5)の各コンソーシアムの運営や、時節に応じたテーマによるセミナー、関係府省等からの要請による意見交換会等を実施している。平成 29 年度は、IoT 等のデータ利活用、個人情報保護法改正及び JIS Q 15001 改正や個人番号導入への事業者対応等、産業界に影響があり関心の高いテーマを設定し、各コンソーシアムの実施、意見交換や情報発信を行う。また、企業のニーズが特に高いテーマについては、都度、調査研究の具体化を図る。

(3) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

平成 29 年度も引き続き、プライバシーに配慮しつつパーソナルデータを安心・安全に利活用するサービスの振興に関心を有する企業等の声をまとめ、パーソナルデータの処理方法や制度整備に関する検討を行うとともに、政策提案や普及啓発活動を行う。

また、平成 29 年度は改正法が全面施行となり、匿名加工情報の作成方法等にかかる自主規制ルール作りに関するニーズが高まることが想定されるため、当協会認定個人情報保護団体事務局と連携し、自主ルールの検討を推進する。更に、関係団体と連携し、改正法やマイナンバー制度の利活用等に関する意見交換を行い、意見集約と発信を行う。

(4) アイデンティティ (ID) 連携トラストフレームワーク・コンソーシアム

平成 29 年度も引き続き、ID 連携トラストフレームワークの整備推進に関心を有する企業等で組織する ID 連携トラストフレームワーク・コンソーシアムを運営し、トラストフレームワークを整備し普及していく上での諸課題について調査検討を行うとともに普及啓発活動を行う。

(5) g コンテンツ流通推進協議会

平成 29 年度も引き続き、G 空間情報を含むコンテンツ (g コンテンツ) の流通環境整備に関心を有する企業を中心にコンソーシアム活動を行い、地理空間情報に係る政策等の推進に関する提案を積極的に行う。また、研究会等の設置のほか、Location Business Japan への協力、G 空間 EXPO2017 への参加や、アイデアソン、ハッカソン等の地理空間情報関連行事への参加や協力等普及啓発活動を行う。また、政府が策定する (または、策定を検討している) 政策・戦略等に関する意見交換会を実施し、産官交流を促進する等産業界からの意見の集約、発信を行う。

以上のほか、システム監査学会事務局業務など民間活動の運営に引き続き協力する。

7 国際連携活動

インターネットの進展によってパーソナルデータ等を中心にデータの相互交換がグローバルに行われている。一方で、平成 30 年 EU (欧州連合) データ保護規則 (GDPR) の施行等も定まり、各国・地域におけるデータの保護と利用のルールも策定されている。このようにパーソナル

データ等に係る制度検討は国際的に行われており、事業活動のグローバル化に伴い、それらの検討状況を鑑みた上での対応が必要である。そこで、パーソナルデータ等の制度検討を行う海外の機関と積極的に意見交換を行い、その内容を国内の産業界や関係府省等へフィードバックすることによって日本の産業界に資する制度設計に向けた提案・助言等を推進する。

(1) 国際機関との連携、協力

平成29年度も引き続き、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する国際標準化活動（ISO/IEC JTC1/SC27）に積極的に参加する。また、EUのGDPR等、国際的な個人情報保護法制に関する情報把握に努め、国内の産業界や関係府省へのフィードバックを行い、我が国産業界等のグローバル展開に寄与する仕組みの検討等に活かす。平成29年度は、特にGDPRにおけるプライバシーシール等に見られる海外での個人情報保護に関連する認証制度の検討状況や、運営機関の動向に注目し、活動を推進する。

なお、当協会は平成28年9月より、ISO/TC307国内審議団体を務めている。ISO/TC307では、次世代の電子情報利活用におけるデータ交換及び取引情報の信頼性担保のための新たなインフラであるブロックチェーン及び電子分散台帳技術の標準化を推進しており、平成29年度も引き続き同活動を推進し、政府のIoT施策や高度情報化推進施策に寄与する活動を行う。

8 個人情報保護法の改正等に伴う事業者支援の推進

改正法では、認定個人情報保護団体において、個人情報の取り扱いや、匿名加工情報に関するルール（個人情報保護指針）の作成が求められている。当協会では、対象事業者におけるデータ利用ニーズ等を踏まえ、平成28年度より指針の策定作業を進めてきており、全面施行時に個人情報保護委員会へ届け出ると同時に公開を行う。また、指針を遵守するために必要な事項を定めた解説資料等を公開し、対象事業者の理解を促し、個人情報の様々な利活用と保護の両立を目指す対象事業者を協力・支援する。

なお、指針の策定にあたっては、業界・業種によって策定するものや、ソリューションや技術によって策定するものが考えられる。当協会は業種・業界を横断した認定個人情報保護団体であるため、後者を中心に産業界・業界団体とともに策定の検討を行い、必要に応じ作成を行う。具体的には、カメラ画像の利用や、位置情報の利用等のテーマを設定し、推進する。

また、平成28年1月にアジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムのアカウンタビリティ・エージェント（AA）の認定を受け、同6月より開始したCBPRシステム認証事業を引き続き行う。また、APECとの連携のため、APEC ECSG会議等に出席するとともに、欧州等の越境データ移転に関する動向の把握を通じて、政府における個人情報に関連する制度設計等の活動に協力する。

さらに、これまで実施している認定個人情報保護団体の対象事業者（平成29年2月末現在10,595社）における個人情報にかかる事故への対応や情報提供等を通じて認定個人情報保護団体の適切な運営を行う。

9 協会パブリックリレーションの構築と運営

協会のブランド力強化や事業に対する社会ニーズ醸成に資する PR 活動及び事業成果等に関する情報発信を併せて実施する。

(1) 協会 50 周年事業の実施

当協会は平成 29 年 12 月に設立 50 周年を迎える。半世紀の節目を迎えるにあたり、当協会の来し方を振り返り、関係各位への感謝を示すとともに、協会の更なる発展に向けて関係各方面との関係強化と認知度向上につながるイベント等を企画実施する。

(2) 会員企業等への情報提供（JIPDEC セミナー等開催）

次世代電子情報利活用推進フォーラム会員企業（当協会賛助会員、事業プログラム制度による各コンソーシアム等会員企業）への情報提供サービスの一環として、年 10 回程度、時宜に適したテーマを選定したセミナー、情報交流会等を平成 22 年度より継続開催している。

平成 28 年度も、IoT やセキュリティ、ブロックチェーン、知的財産等をテーマに計 10 回開催し、ほぼ毎回定員を超える参加申込みがあり、延べ 400 名強の参加があり、アンケート結果でも高い満足度を得ることができた。また、回を追うごとに有料参加となる会員以外の一般からの申込みも増加しており、協会の認知度向上につながっている。

平成 29 年度も、当協会事業に関連するテーマを中心に幅広い内容を取り上げ、年 10 回程度のセミナー開催を通じて良質な情報提供を行っていく。

(3) 事業成果等の情報発信（JIPDEC IT-Report 発行、JIPDEC インフォメーション、ホームページ等）

情報化白書の後継として平成 23 年度より年 2 回発行している「JIPDEC IT-Report」では、個人情報保護やセキュリティ関連の国内外施策等に関する寄稿や、独自の「企業 IT 利活用動向調査」、等で情報分野の動向等を取りまとめ、冊子・ホームページ等で広く提供している。「企業 IT 利活用動向調査」については、企業の資料や報道等で引用される等広く活用されている。

また、協会各事業の活動や成果を、メールマガジンである JIPDEC インフォメーション（毎月 25 日頃配信）やホームページを通じて紹介している。

引き続き、これらの媒体・機会を通じて広く情報発信を行い、協会認知度向上、協会各事業への理解・関心醸成に努める。また、媒体での情報発信に関しては適宜内容・体裁等の見直しを行い、より関心を喚起するように改善に努める。

(4) 情報管理に関する啓発活動（セミナー開催、資料提供等）

平成 27 年度、28 年度とマイナンバー対応、中小企業における改正法対応に関して関係団体との共催セミナーを通じて、情報提供・対策支援を行ってきた。

改正法の全面施行により、個人情報保護に関する報道の増加が予想される中、いまだ中小規模事業者の対応は十分とは言えない状況にある。「情報管理の必要性と重要性」に対する意識の向上を推進し、安心・安全な個人情報の利活用実現を目指すため、平成 29 年度も関係機関と連携した普及啓発活動を推進する。